

掲示期間：8.9-8.18

新潟市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月9日

新潟市選挙管理委員会

委員長 阿部 松雄

新潟市選挙管理委員会訓令第4号

新潟市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟市選挙事務取扱規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第52号中

「	(イ) 禁こ以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細	
	(ウ) 禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるかどうか、あるときはその詳細	を
」		

「	(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細	
	(ウ) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるかどうか、あるときはその詳細	に、
」		

「 (オ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁こ以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細 」 を

「 (オ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細 」 に改める。

附 則

この規程は、令和7年8月9日から施行する。